

第 号
平成 年 月 日

(申請者名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 〇 〇 〇 〇

採石法 第33条に基づく採取計画の認可 について(通知)
第33条の5に基づく採取計画変更の認可

平成 年 月 日付け申請のありましたこのことについて、別紙指令書のとおり
不認可になったので、通知します。

(〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 標題については、いずれか一方を消すこと。

〇〇第〇〇〇号指令

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け申請のありました岩石採取計画については、採石法
(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、次のとおり認可します。

平成 年 月 日

北海道知事 〇 〇 〇 〇



1 採取場の所在地

2 採取場の面積

3 採取の期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 採取する岩石の種類及び数量(t)

種類
数量

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〇〇第〇〇〇号指令

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け申請のありました岩石採取計画については、採石法
(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、次のとおり認可します。
ただし、次の条件を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北海道知事 〇 〇 〇 〇 印

1 採取場の所在地

2 採取場の面積

3 採取の期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

4 採取する岩石の種類及び数量(t)

種類

数量

5 認可条件

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることがで
きます。

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〇〇第〇〇〇号指令

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け申請のありました岩石採取計画の変更については、
採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、次のとおり
認可します。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

1 平成 年 月 日第 号指令による認可に係る採取計画の変更

2 変更事項

(変更前)

(変更後)

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〇〇第〇〇〇号指令

申請者 住所
氏名

平成 年 月 日付け申請のありました岩石採取計画の変更については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、次のとおり認可します。

ただし、次の条件を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北海道知事 〇 〇 〇 〇 印

1 平成 年 月 日第 号指令による認可に係る採取計画の変更

2 変更事項

(変更前)

(変更後)

3 認可条件

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〇〇第〇〇〇号指令

住 所
申 請 者
氏 名

平成 年 月 日付け申請のありました岩石採取計画（の変更）については、
次の理由により、認可しません。

平成 年 月 日

北海道知事 〇 〇 〇 〇 印

1 理 由

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることがで
きます。

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 本文中の「の変更」は、必要に応じて付記すること。

第 号
平成 年 月 日

(協議機関の長) 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

岩石採取計画の協議について (回答)

平成 年 月 日付けで、協議のありました次の採取計画について、
同意します。

記

- 1 採取場の所在地
- 2 採取場の面積
- 3 採取の期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 採取する岩石の種類及び数量 (t)
種類
数量

(○○総合振興局(振興局)○○部○○課○○係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号
平成 年 月 日

(協議機関の長) 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

岩石採取計画の協議について(回答)

平成 年 月 日付で、協議のありましたこのことについて、次の理由により同意しません。

記

1 理由

(○○総合振興局(振興局)○○部○○課○○係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

×整理番号	
×受理年月日	

岩石採取（適用除外）届書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名



登録年月日

登録番号

採石法第34条の8に規定する採取計画の認可等を要しない業態で岩石の採取を行うので、岩石採取計画認可要綱第17条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 岩石採取場の区域
- 2 採取の期間
- 3 採取する岩石の種類及び年間予定数量（t）
- 4 採取する岩石の用途
- 5 採取の方法
- 6 災害防止の方法
- 7 廃土石の処理方法
- 8 採取終了時の措置
- 9 機械類の使用の有無
- 10 火薬類の使用の有無
- 11 岩石採取に従事する人数

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記入しないこと。

1 岩石採取の区域

所在地 (地番まで)	面積 (m ²)	
	地目	

※添付図面：位置図 (1/50,000)、実測平面図 (1/500)

2 採取の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 () 年

3 採取する岩石の種類及び年間予定数量 (t)

岩石の種類		年間採取予定数量	(t)
-------	--	----------	-----

4 採石する岩石の用途 (該当するものを○で囲むこと。)

①庭石 ②石材 (角石・板石・間知石・割石・切石・割栗石) ③その他 ()

5 採取の方法 (該当するものを○で囲むこと。)

①露天掘り (階段採掘法・傾斜面採掘法・クローリ-ホール法) ②坑内掘り

6 災害防止の方法

7 廃土石の処理方法

8 採取終了時の措置

9 機械類の使用の有無 (有・無)

作業用	機械の名称	能力	台数	運搬用	機械の名称	能力	台数

10 火薬類の使用の有無 (有・無)

火薬類の品名	年間予定使用量	月間最大使用量
火薬 ()		
火工品 ()		

11 岩石採取に従事する人数

人

【岩石採取（適用除外）届書】記載上の留意事項

- 1 岩石採取場の区域
 - ・ 「所在地」は、登記上の所在地を地番・枝番まで記入すること。
 - ・ 「面積」は、原則、三斜法により求積すること。ただし、プランメーターの使用も可。
 - ・ 添付図面の大きさは、A4又はA3とし、採取箇所を赤色○印で示すこと。
- 2 採取の期間
 - ・ 採取場ごとに最大1年以内とし、期限が経過する都度、届書を提出すること。
- 3 採取する岩石の種類及び年間予定数量
 - ・ 「岩石の種類」は、採石法第2条に規定する24種類の岩石の名称を記入すること。
 - ・ 「年間予定数量」は、数字の根拠を示すこと。
- 4 採取する岩石の用途
 - ・ 該当するもの○を付けること。
- 5 採取の方法
 - ・ 該当するもの○を付けること。
- 6 災害防止の方法
 - ・ 「転落石の防止」、「騒音防止」、「粉じん防止」などの措置方法を簡単に記入すること。
- 7 廃土石の処理方法
 - ・ 「廃土石のたい積方法」及び「場外への搬出先」などについて記入すること。
- 8 採取終了時の措置
 - ・ 終了時の残壁措置、緑化方法若しくは跡地利用方法などについて記入すること。
- 9 機械類の使用の有無
 - ・ 作業用又は運搬用機械を使用する場合は、機械の名称、能力及び台数を記入すること。
 - ・ 作業量機械は、手持ち削岩機、手持ち式ドリル、ハンドブレーカ、チェーンソー、チェーンブロック、トラック等の付随クレーンなどと記入する。
- 10 火薬類の使用の有無
 - ・ 火薬類を使用する場合は、黒色火薬の月間使用量が25kg未満であり、かつ、年間使用量が50kg以下であること。
- 11 岩石採取に従事する人数
 - ・ 岩石採取に直接従事する人数とし、かつ5人以下であること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

岩石採取着手届書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名



岩石採取計画認可要綱第 1 6 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可を受けた年月日及び番号

平成 年 月 日 第 号

2 採取場の所在地

3 当該認可に係る岩石の採取に着手した年月日

平成 年 月 日

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 採取状況を明らかにする写真を添付すること。

3 ×印の欄は、記入しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採取計画の軽微変更届書

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名



採石法第33条の5第2項の規定に基づき、次の認可計画に係る軽微な変更
について届け出ます。

1 認可内容

認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号指令
認可期間	年 月 日 ~	年 月 日	
採取場 所在地			

2 軽微な変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

3 変更の理由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 必要に応じて、変更の内容を示す書類を添付すること。
3 ×印の欄は、記入しないこと。

氏名等変更届書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名 (印)
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

採石法第33条の5第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 認可内容

認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号
認可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
採取場の所在地			

2 変更の区分 (該当するものに○印を付すこと。)

ア氏名	イ名称	ウ住所	エ法人にあつてはその代表者の氏名
オ登録年月日及び登録番号			

3 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

4 変更の理由

--

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「変更の区分」欄は、該当する項目に○印を付すこと。
3 ×印の欄は、記入しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

岩石採取進ちよく状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名



岩石採取計画認可要綱第18条の規定に基づき、次のとおり平成 年 月 日から平成 年 月 日までの状況を報告します。

採取場所・面積					
認可年月日・番号		平成 年 月 日 第 号	認可期間	至 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日	
岩石採取の状況	種 類	岩石 ()		表土・廃土	計
	単 位	m ³	t	m ³	m ³
	認可数量			/	
	月採取量				
	月採取量				
	月採取量				
	月採取量				
	月採取量				
	月採取量				
	6箇月合計量				
	認可期間の採取量の合計				

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 この報告書は、岩石の採取に着手した日から6箇月ごとに提出すること。
 3 岩石の採取に着手した日から1年ごとの提出に際しては、進ちよく状況を示す図面及び写真を添付すること。
 4 ×印の欄は記入しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

緑化状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名



岩石採取計画認可要綱第18条の規定により、次のとおり平成 年 月 日
現在の採取跡地の緑化状況を報告します。

採取場所・面積				
認可年月日・番号	平成 年 月 日 第 日	認可期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
計 画	実 績	進ちよく率	備 考	
年次目の 緑化面積	m ² (a)	m ² (b)	% (b)/(a)	
認可期間中の 緑化面積の累計	m ² (A)	m ² (B)	% (B)/(A)	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 この報告書は、岩石の採取に着手した日から1年ごとに提出すること。
 3 進ちよく状況を示す図面及び写真を添付すること。
 4 ×印の欄は記入しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

岩石採取休止・廃止届書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名



採石法第33条の10の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可(変更の認可を含む。)を受けた年月日

認可年月日 平成 年 月 日 第 号

2 採取場の所在地

3 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日(休止の場合にあつては再開予定年月日)

平成 年 月 日 (再開予定 年 月 日)

4 当該岩石採取場の状況

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。
3 「当該岩石採取場の状況」については、採取後の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。
4 ×印の欄は、記載しないこと。

(参考様式1)

○ ○ ○第 号
平成 年 月 日

(事業者名) 様

北海道○○総合振興局長 (振興局) ○ ○ ○ ○

岩石採取の廃止の確認について (通知)

平成 年 月 日付けで提出のあった「岩石採取廃止届」に基づき、次のとおり現地調査を実施し、廃止を確認しましたので結果を通知します。

記

1 岩石採取場の所在地

2 認可年月日及び認可番号

平成 年 月 日 第 号

3 現地調査年月日

平成 年 月 日

4 調査員の職氏名

○○部○○○○課 (職名) ○○ (氏名) ○○○○

5 調査の結果

(1) 結果

(2) 注意事項

(○○部○○○○課○○係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 「認可年月日及び認可番号」は、認可、変更認可のすべてを記載すること。
3 「注意事項」は、該当がある場合に記載すること。

(参考様式2)

○ ○ ○第 号
平成 年 月 日

(市町村長名) 様

北海道○○総合振興局長(振興局長) ○ ○ ○ ○

岩石採取の廃止の確認について(通知)
平成 年 月 日付けで から提出のあった「岩石採取廃止届」に基づき、次のとおり現地調査を実施し、廃止を確認しましたので結果を通知します。

記

1 岩石採取場の所在地

2 認可年月日及び認可番号

平成 年 月 日 第 号

3 現地調査年月日

平成 年 月 日

4 調査員の職氏名

○○部○○○○課 (職名) ○○ (氏名) ○○○○

5 調査の結果

(1) 結果

(2) 注意事項

(○○部○○○○課○○係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 「認可年月日及び認可番号」は、認可、変更認可のすべてを記載すること。
3 「注意事項」は、該当がある場合に記載すること。

Ⅲ そ の 他

第1 業務状況の報告

採石業者は、認可を受けた岩石採取場ごとに報告書を作成し、毎年3月末日までに北海道経済産業局に提出する。

● 業務状況報告書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提出部数
採石法施行規則第11条の規定による報告書 (業務状況報告書)	施行規則第11条	別記様式第47号	正本3通

第2 採石業務管理者試験及び認定

1 採石業務管理者試験の出願

業務管理者試験を受けようとする者は、受験希望地の総合振興局等へ受験願書を提出する。
なお、総合振興局等は、試験に合格した者に合格証を交付する。

● 受験願書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提出部数
受 験 願 書	施行規則第8条の9	別紙様式第48号 (規則様式第9)	1通

● 添付書類等

名 称	根 拠 規 定	様 式 等
履 歴 書	施行規則第8条の9	別紙様式第49号 (規則様式第10)
写 真	施行規則第8条の9	縦5cm×横4cm、願書提出前6カ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

● 合格証の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式
採石業務管理者 試験合格証	施行規則第8条の10	別記様式第50号 (規則様式第11)

2 採石業務管理者の認定申請

採石業務管理者の認定を受けようとする者は、本人の所属する事務所を管轄する総合振興局等へ認定申請書を提出する。

ただし、認定申請は、申請者が所属する採石業者が現に採取計画の認可を受けて岩石採取を行っている場合で、業務管理者が死亡、離職等により不存在となり、採石業者の十分な努力にもかかわらず新たな業務管理者を置くことが困難と認められるとき、若しくは保安技術職員国家試験規則（昭和25年通商産業省令第72号）第4条の規定による上級保安技術職員試験に合格している者が行う場合に限る。

なお、認定制度は、あくまでも補完的なものであり、真に必要な性が認められる場合に限られるため、認定を受けようとする者は、申請前に総合振興局等と協議を行う。

なお、総合振興局等は、認定した者に対し、認定書を交付する。

● 認定申請書の様式

名 称	根拠規定	様 式	提出部数
採石業務管理者認定申請書	施行規則第8条の11	別記様式第51号 (規則様式第12)	1通

● 添付書類等

名 称	根拠規定	適 用
岩石の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において岩石の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面	施行規則第8条の11	「証する書面」、「疎明する書面」とは、次のいずれかの書類とする。 ○ 公的機関又は責任ある民間団体が発行する証明書 ○ 作業日誌その他証明力がある書面など
上級保安技術職員試験に合格した者にあつては、その合格証の写し	同 上	
経済産業大臣又は都道府県知事が行う岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の課程を修了した者にあつては、これを証する書面	同 上	
履歴書	同 上	別記様式第49号
写 真	同 上	縦5cm×横4cm、申請書提出前6カ月以内に撮影した正面上半身図で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

● 認定証の様式

名 称	根拠規定	様 式
採石業務管理者認定証	施行規則第8条の12	別記様式第52号 (規則様式第13)

3 採石業務管理者の合格証又は認定証の再交付申請

合格証又は認定証を汚損、紛失又は氏名の変更があったときは、合格証又は認定証を交付した総合振興局等へ、再交付申請書を提出する。

● 申請書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提出部数
採石業務管理者試験合格証 (認定証) 再交付申請書	施行規則第8条の13	別紙様式第53号 (規則様式第14)	1通

● 添付書類等

区 分	名 称
汚 損 の 場 合	交付済みの採石業務管理者試験合格証又は認定証
	写真(縦5cm×横4cm、申請前6カ月以内に撮影した上半身正面像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
紛 失 の 場 合	写真(同上)
氏 名 の 変 更 の 場 合	戸籍抄本

【再交付の方法】

再交付は、合格者(認定者)番号は当初のままで、交付日を再交付年月日とし、表面に「再交付」と朱書きする。

なお、裏面には最初の交付年月日及び再交付理由を記載し、「北海道印」を押印する。

また、合格者(認定者)台帳に再交付年月日及び再交付理由を記載の上、契印で割印し、交付する。

採石法施行規則第11条の規定による報告書
(様式2又はフレキシブルディスク) 提出票

平成 年 月 日

北海道経済産業局長 様

住 所

氏名(法人にあっては法人名)

代表者氏名(法人の場合)

採石法施行規則第11条の規定による報告書(様式2、ディスク、電子的方法)を提出いたします。

本票に添付されている(又は電子的方法により送付した)事項については、真実に相違ありません。

1. 書面で提出した様式2に記載した事項
2. フレキシブルディスクに記録された事項
3. 平成 年 月 日付け 本票提出者名で電子的方法によりに送信したデータに記載された内容

採石法施行規則第11条の規定による報告書

記入年月日 平成 年 月 日
都道府県名 北 海 道

記入方法: 欄には、文字、数字(単位に注意のこと)で必要事項を記入してください。

欄には、当てはまる欄を選び、数字の 1 を記入してください。

1 以下の事項を記入してください。

・採石業者の氏名又は名称
 ・住所 TEL
 ・登録番号 登録年月日

2-1 企業形態について当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

法人 個人 その他

2-2 法人の場合には、資本金の額の当てはまる欄に数字の 1 を記入してください。

1千万以下 1千万超 5千万超 1億円超 3億円超

以下は、採取場(一箇所毎)について記入してください。

複数の採取場がある場合は、様式をコピーして採取場毎に別の用紙に記入してください。

(二つ目以降の採取場分には、上記の企業形態、資本金額の欄は記入しないでください。)

・岩石採取場の名称 所在地
 ・事務所の名称 所在地 TEL
 ・業務管理者の氏名
 ・採取計画認可年月日

3 (この採取場が属している組織の)企業形態として当てはまる欄に数字の 1 を記入してください

法人 個人 その他

4 採取場の面積として当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

1万㎡未満 5万㎡未満 10万㎡未満 10万㎡以上

5-1 岩石の採取権限として当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

所有権 採石権 その他

5-2 岩石の採取権限別に当てはまる欄に採取場の面積を記入してください。(単位:㎡)

所有権 ㎡ 採石権 ㎡ その他 ㎡

6-1 従業員(この採取場)の数として当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

5人以下 20人以下 50人以下 51人以上

6-2 従業員(この採取場)の人数を、人数規模別の当てはまる欄(一箇所だけ)に記入してください。

5人以下の場合 人 20人以下の場合 人 50人以下の場合 人
 51人以上の場合 人

7 製品別の年間生産量を、当てはまる製品それぞれの欄毎に記入してください。(単位:トン)

道路用 <input type="text"/> トン	砂 <input type="text"/> トン	割ぐり石 <input type="text"/> トン
コンクリート用 <input type="text"/> トン	切石 <input type="text"/> トン	工業用原料 <input type="text"/> トン
鉄道道床用 <input type="text"/> トン	間知石割石 <input type="text"/> トン	その他(砕骨) <input type="text"/> トン
		その他(石材) <input type="text"/> トン

8 岩石の種類別の年間生産量を、それぞれの岩石の種類毎に記入してください。(単位:トン)

花こう岩 <input type="text"/> トン	安山岩 <input type="text"/> トン	じゃ紋岩 <input type="text"/> トン
せん緑岩 <input type="text"/> トン	玄武岩 <input type="text"/> トン	結晶片岩 <input type="text"/> トン
はんれい岩 <input type="text"/> トン	れき岩 <input type="text"/> トン	ハントナト <input type="text"/> トン
かんらん岩 <input type="text"/> トン	砂岩 <input type="text"/> トン	酸性白土 <input type="text"/> トン
はん岩 <input type="text"/> トン	けつ岩 <input type="text"/> トン	けいそう土 <input type="text"/> トン
ひん岩 <input type="text"/> トン	粘板岩 <input type="text"/> トン	陶石 <input type="text"/> トン
輝緑岩 <input type="text"/> トン	凝灰岩 <input type="text"/> トン	雲母 <input type="text"/> トン
粗面岩 <input type="text"/> トン	片麻岩 <input type="text"/> トン	ひる石 <input type="text"/> トン

9 生産規模別に当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

1千トン未満 1万トン未満 10万トン未満 50万トン未満 百万トン未満 2百万トン未満
 2百万トン以上

10 採取方法について、当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

露天採掘をしている場合 → 傾斜面採掘 階段採掘 その他
 坑内掘をしている場合 → 坑内のみ 露天坑内併用

別記様式第47号(11条関係様式2)

11-1 採掘方法について当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

手堀採取 機械堀採取

11-2 剥土や岩石の採取に機械を使用している場合は、その種類毎に使用している台数を記入してください。

パワーショベル 台 ホールショベル 台
 トレーサーショベル 台 フルトーサー 台

11-3 さく孔等に機械を使用している場合は、その種類毎に使用している台数を記入してください。

クローナドリル 台 ハンドハンマー 台
 ジャックハンマー 台 スーパー 台

11-4 その他の機械を使用している場合は、その種類毎に使用している台数を記入してください。(単位:台)

コンプレッサ 台 ドロップホール 台 プレカ 台

11-5 小割りに発破を用いることがある場合は、右の欄に数字の 1 を記入してください。

12-1 火薬を使用しているか使用していないか、当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

火薬無使用 火薬使用

12-2 火薬使用の場合、使用している火薬の種類毎に年間(同前)の使用実績を記入してください。(単位:トン)

アンホ トン カーリット トン 黒色火薬 トン
 ダイナマイト トン その他 トン

12-3 破碎・選別を行っていない場合は、右の欄に数字の 1 を記入してください。

12-4 破碎・選別を行っている場合は、選別の方法として当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

手選 機械を使用

12-5 破碎・選別を湿式(水洗)で行っている場合は、右の欄に数字の 1 を記入してください。

12-6 破碎・選別に使用している機械について、その種類毎に保有している台数を記入してください。(単位:台)

破碎機 台 櫛分機 台 湿式サイクロン 台
 摩砕機 台 機械分級機 台

12-7 破碎・選別(湿式(水洗)の場合)に使用している総水量を、次の欄に記入してください。(単位:m3/日)

総使用水量 m3/日

13-1 積み込み・運搬機について、その種類毎に保有している台数を記入してください。(単位:台)

ドーザーショベル 台 ダンプ20t以下 台
 ホールショベル 台 同上20t超 台

13-2 たい積場の設置の有無について、当てはまる欄に、数字の 1 を記入してください。

たい積場無し たい積場有り

13-3 たい積場設置の場合、たい積方法別に当てはまる欄に、たい積場の数を記入してください。(単位:箇所数)

水平層状たい積 箇所 まきだしい積 箇所 投下たい積 箇所

14-1 この報告の対象期間中に災害が発生した場合は、右の欄に数字の 1 を記入してください。

14-2 発生した災害について、その災害の種類毎に発生した件数を記入してください。(単位:件数)

掘採場で発生した災害	崩壊、流出 <input type="text"/> 件	発破粉じん <input type="text"/> 件
	陥没亀裂 <input type="text"/> 件	場内外水 <input type="text"/> 件
	発破飛石 <input type="text"/> 件	
破碎・選別場で発生した災害	粉じん <input type="text"/> 件	水洗汚濁水 <input type="text"/> 件
	騒音 <input type="text"/> 件	
廃土、廃石のたい積場で発生した災害	崩壊、流出 <input type="text"/> 件	場内外汚濁水 <input type="text"/> 件

15-1 この採取場に災害防止施設がある場合は、右の欄に数字の 1 を記入してください。

15-2 災害防止施設がある場合は、その種類毎に、右の欄に、数字の 1 を記入してください。

・掘採場	崩落・土石流出・転落石防止施設	<input type="checkbox"/>
	発破飛石防止のための防護網・柵	<input type="checkbox"/>
	粉じん飛散防止用噴霧散水施設	<input type="checkbox"/>
	場内水排水路	<input type="checkbox"/>
	場内水処理施設	<input type="checkbox"/>
・破碎選別場	沢水排水路	<input type="checkbox"/>
	山腹排水路	<input type="checkbox"/>
	噴霧散水施設	<input type="checkbox"/>
	集じん施設	<input type="checkbox"/>
	破碎施設建屋	<input type="checkbox"/>
・たい積場	水洗水処理施設	<input type="checkbox"/>
	土留施設	<input type="checkbox"/>
	沢水排水路	<input type="checkbox"/>
	山腹水路	<input type="checkbox"/>

【記入要領】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 電子ファイルにて申請を行う場合は、セル枠からはみ出して記入しても差し支えない。
但し、用紙へ印刷する場合は、セル枠の調整を行って、文字が判明するように印刷する。
- 3 印刷して報告書を提出する場合は、一採取場ごとに二部ずつ作成すること。
- 4 欄には、文字、数字(単位に注意のこと)で必要事項を記入してください。
- 5 欄には、当てはまる欄を選び、数字の 1 を記入してください。
- 6 1) 欄には、法人の場合であっては代表者の氏名も記入すること。
- 7 6-2) 欄には、採取場における全体の従業員数を記入すること。
- 8 本報告書提出の年の前年(1~12月)の生産量を記入すること。
- 9 本報告書の実産量欄について、風化花崗岩(まさ土)を採取している場合にあっては「石材」の「その他」の欄に記入すること。
- 10 12-1) 欄には火薬類の年間使用実績を記入すること。
- 11 記入年月日は文字入力により行うこと。
- 12 15-2) における「建屋」とは密閉型のものを示す。
- 13 年間生産量とは提出年の前年度(1~12月)における総合計の数値である。

受験地 (総合振興局(振興局)名)	
----------------------	--

北海道収入証紙 はり付け欄 (消印すること)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×試験の結果	

受 験 願 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

ふりがな
氏名

採石業務管理者試験を受けたいので、採石法施行規則第8条の9の規定に基づき、申請します。

住 所	
氏名及び生年月日	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 申請書には、写真（縦5cm×横4cm、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添付すること。
 3 ×印の欄は、記載しないこと。

写真を貼る位置

- 1 写真の大きさ
縦 5cm×横 4cm
- 2 正面上半身像
- 3 申請時より6か月
以内に撮影されたも
のであること。
- 4 写真裏面に氏名及
撮影年月日を書く
こと。

撮影年月日	年 月 日
-------	-------

氏 名

生年月日

年 齢

履 歴 書

住 所	
氏 名	
生年月日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名



- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 職歴には、採石行に関するものを特に詳細に記載すること。

採石業務管理者試験合格証

第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験
に合格したことを証します。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

北海道収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×認定の結果	
×認定年月日	年 月 日

採石業務管理者認定申請書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

氏 名



採石業務管理者としての知識及び技能の認定を受けたいので、採石法施行規則
第8条の11の規定に基づき、申請します。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 申請書には写真（縦5cm×横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像
で、裏面には氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び履歴書を添付すること。
3 ×印の欄は、記入しないこと。

採石業務管理者認定証

第 号

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づき、採石業務
管理者としての知識及び技能を有するものと認定します。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○



(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

北海道収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
再交付年月日	年 月 日

採石業務管理者試験合格証（認定証）再交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
ふりがな
氏 名



採石業務管理者試験合格証（認定証）の再交付を受けたいので、採石法施行規則第8条の13の規定に基づき、申請します。

生 年 月 日	年 月 日
合格証又は 認定証の番号	
理 由	
現在の所属先の 名称及び所在地	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 本文中の「試験合格証（認定証）」は、いずれが一方を消すこと。
 3 申請書には、写真（縦5cm×横4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添付すること。
 4 ×印の欄は、記入しないこと。

参 考

- 岩石採取計画認可要綱
- 岩石採取計画指導方針
- 関係他法令による許認可一覧
- 採石法関係書類提出先一覧

岩石採取計画認可要綱

昭和54年6月28日資源第767号

改正 昭和55年9月1日資源第573号

改正 平成2年9月11日資源第1049号

改正 平成7年5月31日資源第332号

改正 平成9年2月12日資源第1228号

改正 平成22年3月23日資源第1503号

(目的)

第1条 この要綱は、採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)に基づく岩石採取計画の認可に係る事項について、関係法令、規則、通達に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石採取跡地の緑化推進と、地域の環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「緑化」とは、覆土及び樹木等の植栽による岩石採取跡地の修復をいう。
- 2 この要綱において「保証」とは、採取計画の認可を受けた者が認可採取計画に従い採取跡地の緑化など岩石採取に伴う跡地整備を履行できないときは、採取計画の認可を受けた者に代わって確実に履行することをいう。
- 3 この要綱において「組合」とは、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された団体で保証を目的にしているものをいう。

(事前協議)

- 第3条 法律第33条又は第33条の5の認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、採取計画が当該採取地において初めて岩石採取を行う計画である場合(以下「新規計画」という。)については、採取計画の概要について道と事前に協議を行うため、着手予定日の120日前までに、「岩石採取計画事前協議書」を提出するものとする。
- 2 申請者は、新規計画又は採取地を所管する市町村において指導要綱等が制定されている場合は、採取計画の概要について当該市町村長と事前に協議を行うため、着手予定日の110日前までに、市町村長に「岩石採取計画事前協議書」を提出するものとする。
- 3 申請者は、市町村長等と事前に協議を行った場合は、その結果について申し出るとともに、必要に応じ同意書等を提出するものとする。

(地域住民への周知及び同意等)

第4条 申請者は、新規計画については、必要に応じ、採取地の近隣の自治会(町内会)又は住民に対し、採取計画の概要について事前に周知し、また、当該自治会等から協議等の要請がある場合は、これを実施するものとする。

2 申請者は、新規計画であつて、採取場から300メートルの範囲内に人家、教育施設、養護施設、医療施設等がある場合は、岩石採取に伴う災害防止措置を講じるものとする。

ただし、当該範囲内の関係住民等との間で災害防止協定等を締結されている場合は、この限りでない。

3 申請者は、前項に該当しない場合についても、知事が必要と判断した場合は、関係者から同意を得るものとする。ただし、同意が得られない場合は、その理由書を提出するものとする。

(環境への配慮)

第5条 採取計画は、北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)及び「岩石採取における自然景観の維持に関する指導指針」に基づき、周囲の自然環境及び景観に十分配慮し、採取跡地については植樹するなど修景に努め、周辺環境との調和を図るものとする。

(委員会)

第6条 知事は、採取計画が市町村長等との事前協議により調整が図られなかった場合など、必要と判断した場合には、別に定める「北海道骨材資源対策検討委員会」の意見を聴くものとする。

(岩石採取全体計画書)

第7条 申請者は、当該採取計画の採取の期間を超え、長期にわたって継続的に岩石採取を予定している場合は、採取計画の認可申請書に岩石採取全体計画書を添付するものとする。

(採取跡地整備の計画)

第8条 申請者は、採取跡地の緑化計画書又は利用計画書及びその計画に係る資金計画書(収支計画書)を採取計画の認可申請書又は変更認可申請書(以下「申請書」という。)に添付するものとする。

(跡地整備に履行の保証)

第9条 申請者は、採取跡地の緑化など岩石採取に伴う跡地整備の履行を保証するためのものとして、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

(1) 申請者が組合に加入している場合は、組合が保証した保証書

(2) 申請者が組合に加入していない場合は、次のいずれかの書類

ア 採石業者2名以上が連帯して保証した連帯保証書及び保証人が過去の実績、資力信用等から履行について十分その能力があると認められる者であることを証する書類

イ 跡地整備に係る保証として、緑化等に係る所要経費を知事が認める団体に預託したことなどを証する書類

ただし、市町村等が別に保証金を保管している場合は、それを証する書類

(3) 申請者が認可採取計画の完全履行を誓約する誓約書

(跡地整備等の履行状況)

第10条 申請者は、これまでの跡地整備等に係る履行状況を明らかにするため、申請の日から過去5年間において認可を受けた採取場がある場合は、当該採取場にかかる跡地整備等の状況を示した写真等を申請書に添付するものとする。

ただし、跡地整備等が完了している場合で、認可庁において履行状況を確認できる場合は、これを省略することができるものとする。

(申請書の提出期日)

第11条 申請者は、着手予定日又は変更しようとする日の60日前(休日の日数を除く。)までに申請書を提出するものとする。

ただし、採取計画が市町村長等との事前協議により調整が図られなかった場合であって知事が必要と判断した場合については、着手予定日の90日前(休日の日数を除く。)までに申請書を提出するものとする。

(申請書の提出部数)

第12条 申請書は、正本1通、副本1通及び副本の一部1通を提出するものとする。

ただし、当該採取計画の採取場が2以上の総合振興局若しくは振興局又は市町村にまたがる場合は、協議等に必要部数の副本、また、河川等が隣接している場合は、副本の一部を追加して提出するものとする。

(採取計画の指導)

第13条 採取計画は、別に定める方針により指導する。

(認可の指導方針)

第14条 採取計画は、当該採取計画が前条の指導方針に適合する場合に認可するものとする。

(採取の期間)

第15条 認可に係る岩石の採取期間は、原則として「3年以内」とする。

ただし、継続しても支障がないと認められる採取場については、「5年以内」とすることができるものとする。

(着手届の提出)

第16条 採取計画の認可を受けた者は、認可に係る岩石の採取に着手した日から1週間以内に「岩石採取着手届」を提出するものとする。

(岩石採取届の提出)

第17条 法第34条の8の規定により法施行令第1条で定める業態のものを行う者は、その事業を開始しようとする日の20日前までに「岩石採取(適用除外)届」を提出するものとする。

(報告書の提出)

第18条 採取計画の認可を受けた者は、岩石の採取に着手した日から6か月ごとに「岩石採取進捗よく状況報告書」を、1年ごとに「緑化状況報告書」を提出するものとする。

なお、1年ごとにそれぞれの進捗よく状況を示す図面及び写真等を添付するものとする。

(市町村との連帯)

第19条 知事は、地元市町村長との間で情報提供、情報交換等を積極的に行うとともに、必要に応じて合同で立入検査を行うなど、連帯に努めるものとする。

(国等に対する適用)

第20条 この要綱の規定は、第9条第1号及び第2号の規定を除き、岩石の採取を行う国及び地方公共団体に適用があるものとする。

この場合において、この要綱中「認可」とあるのは、「協議」と読み替えるものとする。

附 則(昭和54年6月28日資源第767号)

1 この要綱は、昭和54年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に採取計画の認可を受けている場合は、当該認可に係る採取期間満了の日までは、この要綱により認可したものとする。

3 申請者が加入し得る地域に組合が設立されていない場合における要綱第3条第2号の適用については、この要綱の施行の日から2年以内で当該組合の設立の翌日までは、同業者の保証書及び保証人が過去の実績、資力、信用等から履行について十分その能力があると認められる者であることを証する書類とする。

附 則(昭和55年9月1日資源第573号)

この要綱は、昭和55年9月10日から施行する。

附 則(平成2年9月11日資源第1049号)

1 この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に採取計画の認可申請書を提出し受理されている場合は、当該認可に係る採取期間満了の日までは、改正前の要綱により認可するものとする。

附 則(平成7年5月31日資源第332号)

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。(ただし、第7条については平成7年10月1日から施行する。)

附 則（平成9年2月12日資源第1228号）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行日以降に認可の申請を行う者について適用し、施行日前に申請を行っている者については、なお従前の例による。
ただし、要綱第6条及び第19条の規定は、施行日前に申請を行っている者についても適用するものとする。
- 3 要綱第3条及び第11条の規定は、採取計画の着手予定日又は変更しようとする日が平成9年7月28日以前のものには適用しないものとする。
- 4 要綱第9条第1号及び第2号の規定は、平成10年3月31日までは、旧岩石採取計画認可要綱（平成7年5月31日資源第332号）第3条第1号及び第2号の規定によるものとする。

附 則（平成22年3月23日資源第1503号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

岩石採取計画指導方針

岩石採取計画認可要綱第13条の規定により、採取計画は、採石技術指導基準書（経済産業省資源エネルギー庁）によるほか、この方針により指導する。

1 採掘の方法

採掘方法は、原則として階段採掘法とすること。ただし、現に認可を受けて傾斜面採掘法等により採掘している場合は、逐次階段採掘法をとること。

2 用地の確保

災害防止施設、破碎・選別施設の設置に必要な十分な用地を確保するほか、終掘時において適正な残壁措置がとられることができる用地を確保しておくこと。

3 測量くい

採取区域の測量に設置した測量くいは、原則として残しておくこと。

また、測量基点のくいはコンクリート材で容易に取り外しのできないものとし、終掘まで維持しておくこと。

4 採取地の現況

採取地の現況が農地以外の場合は、そのことを示す証明書を添付させ、確認すること。

ただし、他法令等により、現況が確認できる場合又は採取場の区域において継続して岩石採取を行う場合は、これを省略することができる。

5 災害防止措置及び災害防止協定

(1) 要綱第4条第2項の災害防止措置とは、具体的には次の内容とする。

ア 付近住民への影響を考慮して、早朝、夜間の作業は避けること。

イ 採取場内に人の立入りが可能な箇所には、囲いさく及び危険表示札等を設置すること。

なお、囲いさくの設置に当たっては、その搬出入口に岩石採取時間外での関係者以外の侵入防止措置がとられていること。

ウ 破碎・選別作業に伴う粉じん防止のため、集じん装置の設置又は建屋で囲う等の措置を講じること。また、堆積物から粉じんの発生を防止するため、山積みの高さを低くし、かつ散水装置を設けること。

エ 破碎施設・選別施設等で地下水を用水とする場合であって、採取場の周囲で地下水を飲用水又は農業用水等に利用している場合は、適当な場所に観測井戸を設置し、水位を連続観測するとともに、定期的に水質の検査を行い、認可庁に報告すること。

オ 採取場から汚濁水が流出しないよう、十分な処理能力を備えた污水处理装置を設けること。

カ 運搬車輛の通行による騒音、振動防止のため、採取場から国道及び道道に至るまでの搬入道路においては、運搬車輛の走行速度をできるだけ減速すること。

- キ 運搬車輛の通行による粉じん防止のため、採取場から国道及び道道に至るまでの搬出道路の散水及び清掃を行うとともに、必要に応じ搬出道路沿いにネット又はトタン壁を設置すること。
 - ク 採取場から国道及び道道に至るまでの搬出道路には、必要に応じ誘導員を配置すること。
 - ケ その他指導方針で規定されている災害防止方法等の基準を満たしていること。
- (2) 要綱第4条第2項の災害防止協定等とは、次の事項を含んだ内容の協定等であること。
- ア 岩石採取に伴う騒音、振動、飛石、粉じん、排出汚濁水、地下水の異常等を防止するための具体的な対応策
 - イ 岩石採取に伴い災害が発生した場合の対応策
 - ウ 災害防止協定等に違反した場合の措置
 - エ その他災害防止上必要な事項

6 採取跡地の緑化計画

- (1) 採取跡地の緑化を行う計画は、採取の終了部から逐次緑化する計画であって、緑化をするため次に掲げる十分な方策が講じられていること。
- ア 法面については、植草、種子吹付け等を行うこと。
 - イ 小段(ベンチ)については、必要に応じ除去した表土等を客土した上で植樹等を行うこと。
 - ウ 岩石採取跡地は、現地に適した樹種により緑化すること。
 - エ 緑化施工の時期については、適用植物、方法、気象条件、標高等を十分に勘案すること。
 - オ 樹木が良好に生育するよう、必要に応じ施肥等を行うこと。
 - カ 崩落又は流出のおそれのある部分は、伏工、柵工等の保護工を行うこと。
- (2) 岩石採取跡地の緑化計画書の内容と資金計画書(収支計画書)との間に整合性があること。

7 採取跡地の利用計画

- (1) 採取跡地の緑化を行わないで、採取跡地を宅地、工場用地等に利用する計画は、利用目的に正当性があり、かつ、採取跡地が利用目的に従って確実に利用される見込みがあること。
- (2) 岩石採取跡地利用計画書の内容と資金計画書(収支計画書)との間に整合性があること。

8 組合の資格要件

要綱第9条第1項の組合は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 組合に積み立てられた跡地整備の保証に係る積立金は、総額で2千万円以上又は1社当り3百万円以上であること。
- (2) 構成員の過半数が同一グループ(同族会社・同系列会社)で占められていないこと。

9 連帯保証人の資格要件

- (1) 要綱第9条第2号に連帯保証人は、原則として、申請者が岩石を採取しようとする当該総合振興局等管内において、現に岩石採取計画の認可を受けて岩石採取事業を行っている者であること。

ただし、知事が特に理由があると認める場合は、この限りではない。

(2) 保証人は、次のいずれにも該当しないものとし、次のア及びイに該当していない旨の誓約書を添付させるものとする。

ア 申請者又はその家族が代表者になっている法人

イ 申請者が一定割合の出資を受けているか、又は出資を行っている法人

10 実績、資力、信用等の判定

要綱第9条第2号の保証人が過去の実績、資力、信用等から履行について、十分その能力があるとの判定に当たっては、次のとおりとすること。

なお、保証書に押印した印鑑の印鑑証明書を添付させること。

(1) 保証人が法人の場合は、当該申請年度から過去2会計年度の決算書並びに法人税及び法人事業税の納税証明書を添付させ、過去2会計の決算が2年連続赤字であり、かつ直近の決算で累積赤字が資本金を上回っていないこと。

(2) 保証人が個人の場合は、当該申請年度から過去2会計年の青色申告決算書並びに所得税及び事業税の納税証明書を添付させ、毎年青色申告を行っており、事業収入が年間3千万円以上であること。

(3) 保証人が過去5年間に自ら認可を受けた採取場がある場合、又は他の採取場の保証人となっている場合は、当該採取場が認可採取計画に従い遵守されていること。

また、当該採取場の認可期間が終了している場合には、緑化などの跡地整備が履行又は利用計画どおり実施されていること。

なお、確認に当たっては、関係書面及び写真を添付させるか又は現地調査により行うこととする。

《関係他法令による許認可等一覧》

岩石採取に係る行為が、他法令の許認可等を要する場合は、次の書類を添付すること。

- (1) 既に他法令の許認可等を受けている場合は、指令書等の写し。
(必要に応じて、添付書類及び図面の写しを添付すること。)
- (2) 申請中の場合は、申請書の鑑みの写し。
(必要に応じて、添付書類及び図面の写しを添付すること。)

なお、主に関係すると思われる他法令等を下表に示したが、他法令等に該当するか否かは、事前に十分調査を行うこと。

法 令 名	処 分 機 関 等
河 川 法	開発建設部・総合振興局(振興局)建設部
砂 利 採 取 法	総合振興局(振興局)商工労働観光課
農 地 法	市町村農業委員会・総合振興局(振興局)農務課
農 振 法	総合振興局(振興局)農務課
森 林 法	総合振興局(振興局)林務課・森林管理局
海 岸 法	総合振興局(振興局)建設部 (国土交通省所管の海岸) 総合振興局(振興局)水産課 (農林水産省所管の漁港) 総合振興局(振興局)農務課 (農林水産省所管の農地海岸) 港湾管理者 (港湾)
港 湾 法	港湾管理者
漁 港 法	総合振興局(振興局)水産課
水産資源保護法	総合振興局(振興局)水産課
砂 防 法	総合振興局(振興局)建設部
国 有 財 産 法	総合振興局(振興局)建設指導課 (海岸保全区域外の国有地の一般海岸) 総合振興局(振興局)農務課 (国有農地)・総合振興局(振興局)農務課 (開拓財産)
文化財保護法	市町村教育委員会・教育局
道 路 法	開発建設部・総合振興局(振興局)建設部・市町村
自 然 公 園 法	総合振興局(振興局)環境生活課
推進汚濁防止法	総合振興局(振興局)環境生活課
大気汚染防止法	総合振興局(振興局)環境生活課
騒音規制法	総合振興局(振興局)環境生活課・市町村
振動規制法	総合振興局(振興局)環境生活課
北海道公害防止条例	総合振興局(振興局)環境生活課・市町村
普通河川管理条例 (市町村制定)	市町村

《採石法関係書類提出先一覧》

1 道の窓口

総合振興局等名	担当課係名	所在地	電話番号
石狩振興局	商工労働観光課指導保安係	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111
渡島総合振興局	商工労働観光課指導保安係	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9000
檜山振興局	商工労働観光課商工係	檜山郡江差町字陣屋336-3	01395-2-1010
後志総合振興局	商工労働課指導保安係	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-22-1111
小樽商工労働事務所	主査(商工労働)	小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
空知総合振興局	商工労働観光課指導保安係	岩見沢市8条西5丁目	0126-23-2231
上川総合振興局	商工労働観光課指導保安係	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5111
留萌振興局	商工労働観光課指導保安係	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-1511
宗谷総合振興局	商工労働観光課指導保安係	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2510
オホーツク総合振興局	商工労働観光課指導保安係	網走市北7条西3丁目	0152-44-7171
胆振総合振興局	商工労働観光課指導保安係	室蘭市海岸町1丁目4-1	0143-22-9131
日高振興局	商工労働観光課商工係	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0153-24-0257
十勝総合振興局	商工労働観光課指導保安係	帯広市東3条南3丁目	0155-24-3111
釧路総合振興局	商工労働観光課指導保安係	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-41-1131
根室振興局	商工労働観光課商工係	根室市常磐町3丁目28番地	0156-22-9030

2 権限移譲済み市町村(※)の窓口

市町村名	担当課係名	所在地	電話番号
稚内市	水産商工課商工グループ	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161
北斗市	商工労働観光課商工労働観光グループ	北斗市中央1丁目3番10号	0138-73-3111
新ひだか町	商工労働観光課主幹(商工・地域振興担当)	日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50	0146-43-3900

※ 採石法に基づく岩石採取計画の認可に係る一部の事務について、道から権限移譲を行った市町村(平成22年4月1日現在、稚内市、北斗市及び新ひだか町の2市町)

採石法関係書類作成の手引き

発行 平成27年12月

編集 北海道経済部産業振興局

環境・エネルギー室

札幌市中央区北3条西6丁目

電話 (011) 231-4111 内線26-181

F A X (011) 222-5975